

玉野市行財政改革大綱

－総括報告書－

令和3年3月

玉 野 市

第1 取組の総括

1 行財政改革大綱・実施計画の概要（平成28年度～令和2年度）

(1) 策定の背景

令和2年度末までを計画期間に位置付けた「玉野市行財政改革大綱・実施計画」については、平成27年度の中期財政試算において、深刻な財政状況の悪化が見込まれたことを受け、効率的かつ効果的な行財政運営の実現に向けて「行政サービスの最適化・合理化」「持続可能な財政基盤の確立」「経営改革の推進」の3つの指針を掲げ、取組を行ってきました。

(2) 目標設定

現在の行財政改革大綱は、財政状況の改善が目的であることから、主に歳出削減及び歳入確保に資する46の改革項目を実施計画として位置付け、それぞれの効果額を計上した上で、客観的かつ直接的な財政指標として「経常収支比率」「基金残高」を全体目標に設定しています。

区分		H27	H28	H29	H30	R 元	R2	...	R7
経常収支比率(%)	中期財政試算	94.9	97.9	99.2	99.7	100.8	101.3		
	目標	—	—	—	—	—	98.0	...	95.0
基金残高(百万円)	中期財政試算	1,900	2,027	1,876	1,295	414	△557		
	目標	—	—	—	—	—	2,000	...	2,900

2 取組実績

(1) 効果額

区分	H28	H29	H30	R 元	R2
目標値	18,203	△153,644	758,700	761,926	939,496
実績値	166,591	415,562	918,078	794,385	1,194,086
経常経費	150,299	247,638	372,075	476,515	432,748
その他	16,292	167,924	546,003	317,870	761,338

※実施計画に掲げる取組による効果額については、全体目標である経常収支比率の改善効果を検証する観点から、経常経費とその他に分けて算出しています。

(2) 経常収支比率及び基金残高

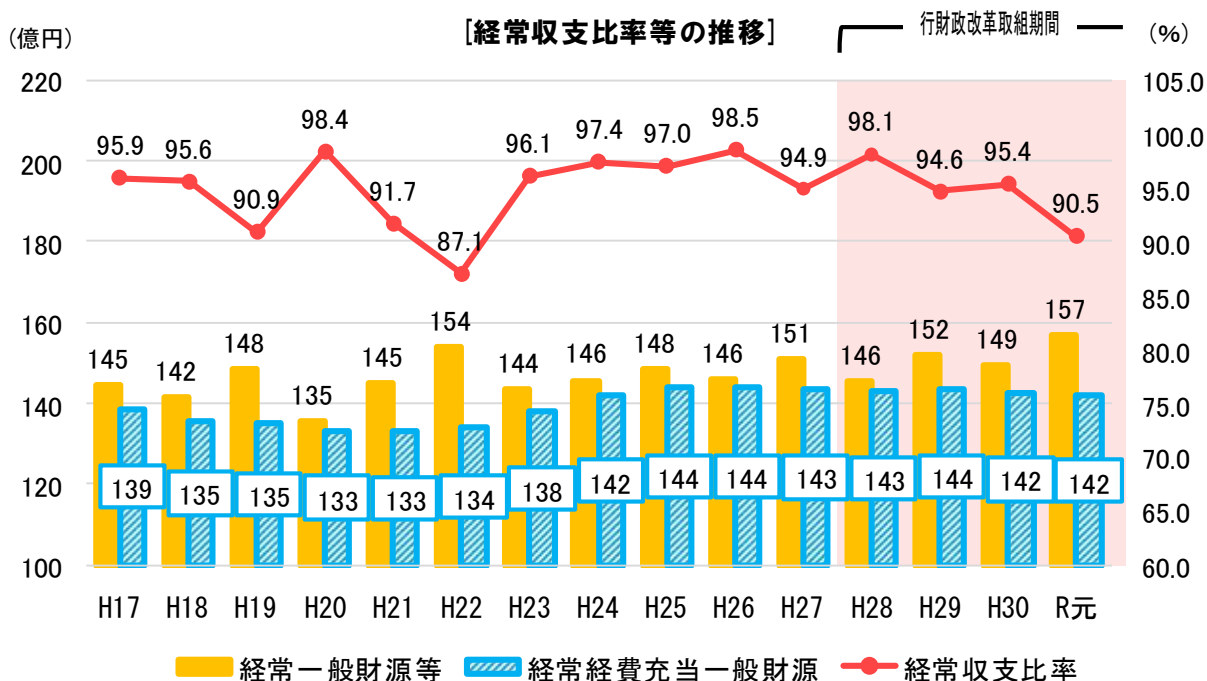
	H28	H29	H30	R 元	R2
経常収支比率(%)	98.1	94.6	95.4	90.5	未算出
基金残高(百万円)	2,279	2,653	3,631	4,460	未算出

※令和2年度の経常収支比率及び基金残高は、決算の関係上、令和3年10月以降に算出。

3 現状分析

(1) 経常収支比率等の推移

経常収支比率は改善傾向にあり、その要因は、行財政改革の取組をはじめとした歳出削減により、分子となる経常経費充当一般財源の減少による影響もありますが、収入となる分母の経常一般財源等による影響が大きい状況です。平成 30 年度と令和元年度を比較すると、臨時財政対策債等が約 4.2 億円減少した一方で、市税が約 6.8 億円、普通交付税が約 5.5 億円増加するなど、全体として約 8 億円増加しています。



◆経常収支比率

経常一般財源等が、経常経費（人件費、扶助費、公債費等の固定費）に、どの程度充当されているかを表したものであり、財政構造の弾力性を判断する指標。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源等}}$$

◆経常一般財源等

市の裁量で使途を決定できる歳入（財源）。

〔具体例〕市税、普通交付税、市債（臨時財政対策債等）など

◆経常経費充当一般財源

行政サービスの提供に掛かる義務的・固定的な歳出（経費）。

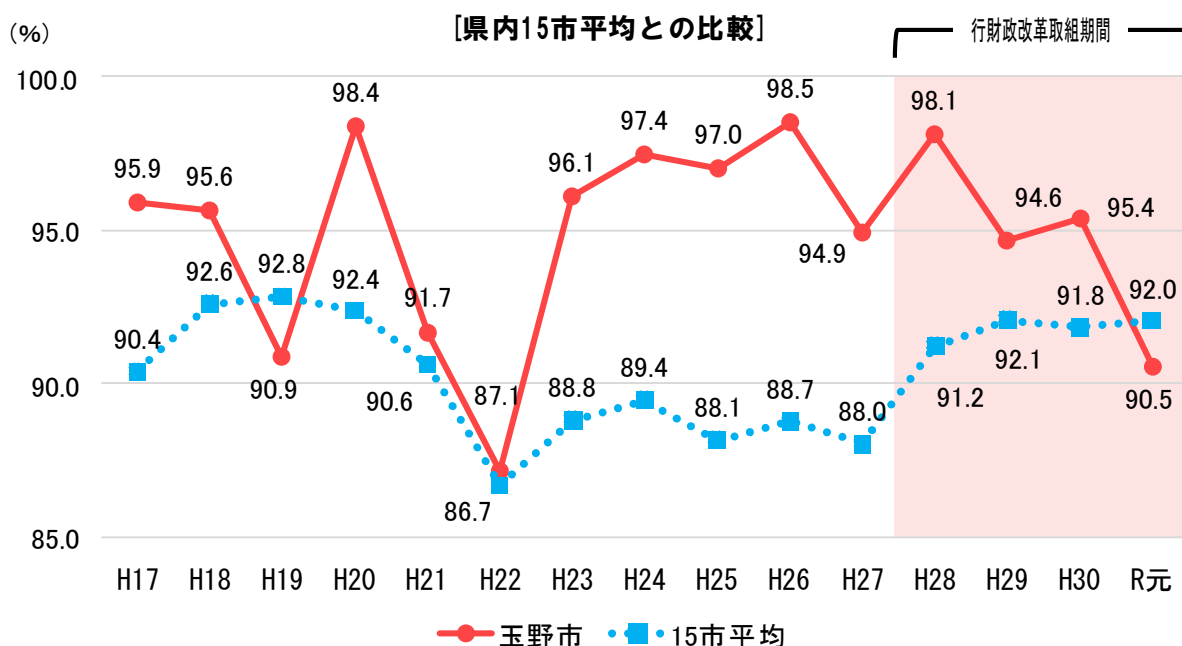
〔具体例〕人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、公債費、貸付金、繰出金など

- 【POINT I】** 経常収支比率を改善するには、分母である経常一般財源等を増加するか、分子である経常経費充当一般財源を削減する必要がある。
- 【POINT III】** 経常一般財源等は、国の制度や景気動向による影響が大きく、市の裁量で増加することが難しく、経常経費充当一般財源を削減する必要がある。

※その他の財政用語は巻末「用語解説」参照のこと

(2) 経常収支比率の県内 15 市平均との比較

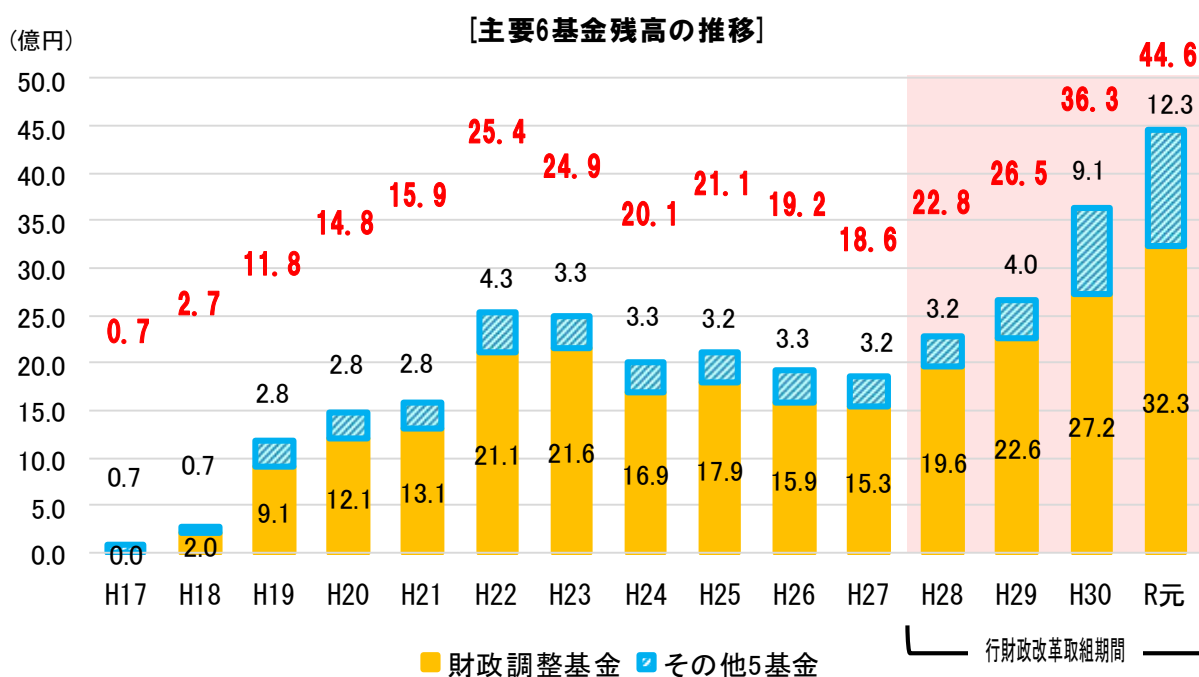
平成 23 年度以降、県内 15 市平均から大きく乖離していましたが、行財政改革に取り組んだ結果、現在は同水準にまで改善しています。



※15 市平均は、各市の経常収支比率の単純平均により算出している。

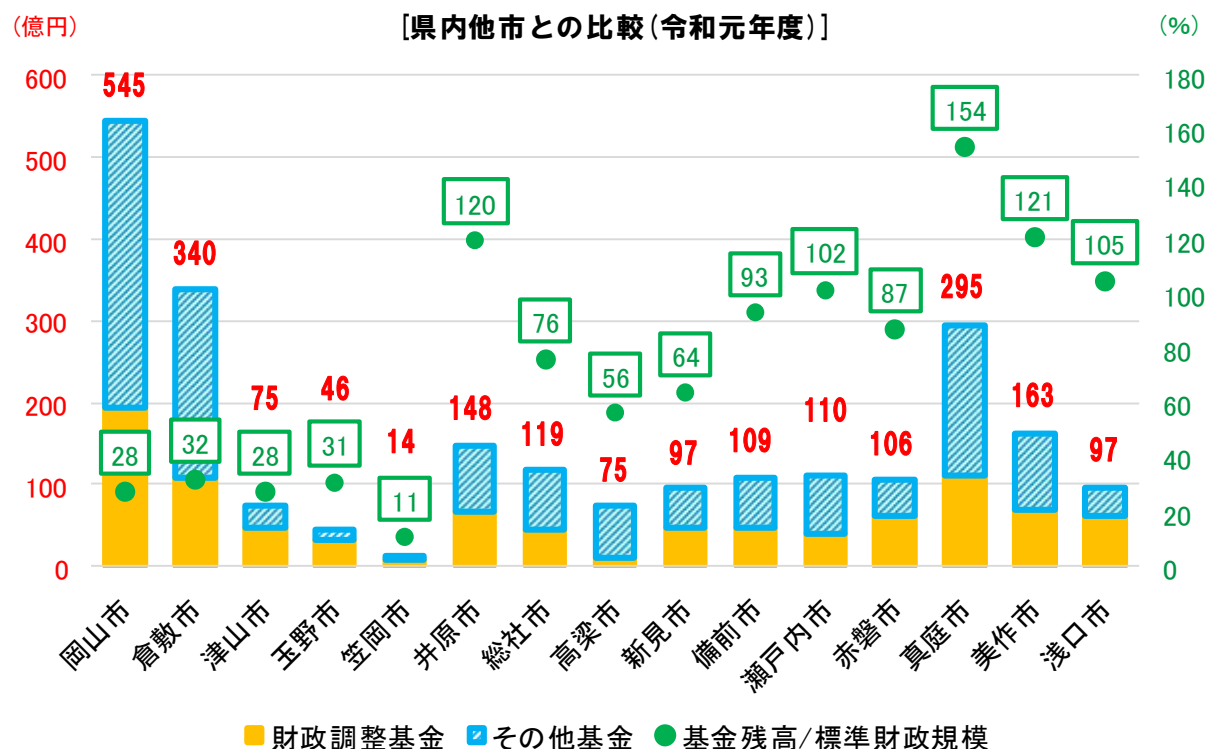
(3) 主要 6 基金残高の推移

主要 6 基金残高は増加傾向にあり、令和 7 年度の目標に設定している 29 億円に到達しています。しかしながら、市民病院の地方独立行政法人化や新病院建設、ごみ処理施設の広域化等の大規模事業の実施を踏まえると、令和 2 年度に策定した中期財政試算では、令和 10 年度末で主要 6 基金残高が枯渇する試算となっています。



(4) 基金残高の県内他市との比較

県内 15 市と比較すると、金額ベースでは下から 2 番目、標準財政規模に対する基金残高の割合でも下から 4 番目となっています。



※計数はそれぞれ四捨五入しているため、計が一致しない場合がある。

※県内他市との比較では、決算状況調査結果に基づき、財政調整基金、減債基金及びその他特定目的基金を抽出しているため、「(3) 主要 6 基金残高の推移」とは、合計額が異なる。

第2 今後の方針

1 行財政改革の必要性

(1)未達成項目の進捗管理

現行財政改革大綱・実施計画に基づき、46の改革項目に取り組んできた結果、全体目標である「経常収支比率の改善」「基金残高の確保」については、概ね目標達成が見込まれておりますが、その一方で、一部の改革項目については、個別の事情により、計画期間満了を迎える令和2年度末までに目標を達成することが困難な項目もあります。

こうした項目については、財政状況の如何にかかわらず、本市が改善すべき行政課題であることから、今後も引き続き行財政改革の取組として進捗管理を徹底していく必要があります。

(2)財政規律の確保

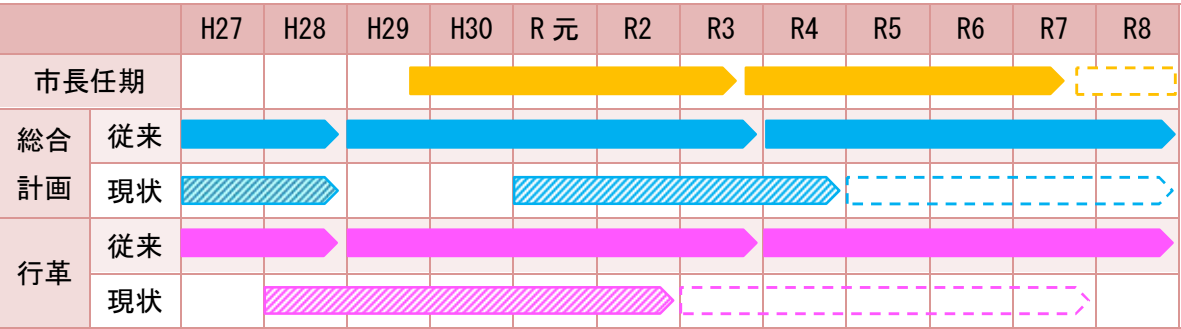
これまでの取組により、財政状況の改善に対して一定の成果が得られていますが、今後、市民病院の地方独立行政法人化及び新病院建設や、ごみ処理の広域化などの大規模事業が控えており、その財源として基金の取崩しも見込まれることから、引き続き、行財政改革の取組を徹底し、財政規律を確保する必要があります。

2 課題

(1)総合計画との整合性

市の最上位計画である総合計画は、まちづくりの総合的な指針を示したものであり、当該指針に基づく各種施策を検討する中で、事業実施に必要な経費を確保するとともに、効率的な行財政運営を目指した行財政改革に取り組むことが望ましいと考えています。

しかしながら、現在の総合計画の計画期間を市長の任期と合わせたことと、財政状況の悪化から行財政改革大綱を早期に策定したことにより、総合計画と行財政改革の計画期間にズレが生じています。



(2)行財政改革に係る目標設定

市民病院の地方独立行政法人化及び新病院建設や、ごみ処理の広域化等の大規模事業は、今後の議論の進捗状況や事業内容の見直しに応じて事業費が変動する可能性を含んでいます。

また、総合計画（後期基本計画）の策定に向けた検討を行う中で、魅力的なまちづくりを実現し、たまの長期人口ビジョンに掲げる将来人口を達成するために、様々な行政課題に対応する新たな施策展開の必要性も想定されます。

行財政改革の方針決定に当たっては、こうした大規模事業や新たな施策展開における将来的な財政需要を十分に精査し、実情に応じた目標設定を行う必要があると考えています。

(3)市民の皆様への影響

これまでの行財政改革の取組は、危機的な財政状況を背景に財政再建を最優先に考え、市民の皆様とともに痛みを分かち合いながら、様々な改革に取り組んできました。

将来に亘って安定した行財政運営を図るためには、継続的に行政サービスの最適化・合理化を進める必要はあるものの、これまでの行財政改革等により、財政状況の改善に対して一定の成果が得られている現状を踏まえ、市民の皆様へ新たな負担を求める改革に関しては、当面の間、慎重に検討を進める必要があると考えています。

(4)体質改善の必要性

人口減少や少子高齢化の進展により、複雑化する行政課題や多様化する市民ニーズへの対応が求められる中で、職員が課題や市民ニーズ等を的確に把握し、創意工夫を図りながら、課題解決に取り組む必要性が高まっています。こうした中、新たな技術の進展を踏まえ、全庁的に業務の効率化を図りながら、職員の政策的な業務に携わる時間を確保し、職員一人ひとりの知識や経験、能力を最大限に引き出すための体質改善が一層重要となります。

3 今後の方向性

行財政改革の必要性や課題等を踏まえ、新たな行財政改革大綱の策定は、総合計画（後期基本計画）の策定と合わせて、令和4年度中に行うこととし、新たな行財政改革を策定するまでの間（令和3年度～4年度）は、現行財政改革大綱実施計画のうち、未達成の項目について継続的に取り組む（「以下「継続項目」という。」）とともに、組織内部の体質改善策を新たな改革項目（以下「新規項目」という。）に位置付け、取組を推進します。

また、これまでの行財政改革の取組の総括を踏まえ、実施による効果や、取組の中で生じた新たな課題や問題点等を整理・分析するとともに、今後見込まれる大規模事業や総合計画（後期基本計画）の検討との整合性を図りながら、新たな行財政改革に向けた研究・検討を行うこととします。なお、次期行財政改革大綱を策定する際には、前改革の分析等に要する期間を十分に確保するとともに、総合計画策定に係る検討を的確に反映させる仕組みとして、計画期間を3年とすることも視野に入れた検討を行います。

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
市長任期											
総合計画											
行財政改革											

用語解説

◆財政調整基金

年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、不況等の予期せぬ税収減や災害発生等の支出増加等への備え。

◆減債基金

地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金で、繰上償還を行うときなどへの備え。

◆特定目的基金

特定の目的のために財産の維持又は資金の積立を目的としたもの。特定目的基金は、設置された目的でなければ処分できない。

[本市が設置する特定目的基金]

公共施設整備基金、コミュニティ施設整備融資基金、社会福祉事業基金、産業発明奨励基金、少年少女発明奨励基金、ふるさと水と土保全対策基金、ふるさとづくり基金、水産業振興基金、森林環境整備基金

◆主要 6 基金(残高)

本市が試算を行う場合などに用いる独自の指標。

財政調整基金、減債基金のほか、上記「特定目的基金」のうち、下線のもの。

◆標準財政規模

国庫補助金や地方債など、年度間で変動が生じる財源を除き、標準的な状態を踏まえて予測される経常一般財源等の規模を示す指標。

◆市税

[具体例] 個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税など

◆普通交付税

基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額(財源不足額)を基本として交付されるもの。

◆基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を算定したもの。

◆基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定するもの。

◆臨時財政対策債

地方財政収支の不足額を補てんするため、各地方公共団体が特例として発行できる地方債。その元利償還金相当額は、全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入される。

用語解説

◆目的別歳出

行政目的に着目した歳出の分類。地方公共団体の経費は、その行政目的によって、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、警察費、教育費、公債費等到大別される。

◆性質別歳出

経費の経済的性質に着目した歳出の分類。地方公共団体の経費は、義務的経費(人件費、扶助費、公債費)、投資的経費(普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費)及びその他の経費(物件費、維持補修費、補助費等、繰出金、積立金、貸付金等)に大別することができる。

◆扶助費

社会保障制度の一環として、生活困窮者、児童、障害者等を援助するために要する経費。なお、扶助費には、現金のみならず、物品の提供に要する経費を含む。

◆公債費

地方債の元利償還金及び一時借入金利子の支払いに要する経費。なお、目的別歳出における公債費は、このほか、地方債の発行手数料や割引料等の事務経費を含む。

◆普通建設事業費

公共又は公用施設の新増設等に要する経費。

◆災害復旧事業費

地震、台風その他異常な自然現象等の災害によって被災した施設を原形に復旧するために要する経費。

◆物件費

人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費。
〔具体例〕職員旅費や備品購入費、委託料など(令和元年度までは、臨時職員賃金等を含む。)

◆維持補修費

地方公共団体が管理する施設等の維持に要する経費。

◆補助費等

他の地方公共団体や国、法人等に対して支出される経費。なお、補助費等には、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第17条の2の規定に基づく繰出金を含む。

◆繰出金

普通会計と公営事業会計との間又は特別会計相互間において支出される経費。また、基金に対する支出のうち、定額の資金を運用するためのものも繰出金に含まれる。なお、繰出金には、法非適用の公営企業に対する繰出を含む。

◆貸付金

地方公共団体が様々な行政施策上の目的のために地域の住民、企業等に貸し付ける貸付金。